

# 第4章 就業制限業務

## 1 労働安全衛生法に基づく就業制限

安衛法では、クレーンの運転、潜水の業務など特に危険有害性が高く、大きな労働災害に結び付くおそれのある一定の業務（巻末資料 183 頁参照）については、都道府県労働局長の免許を受けた者、技能講習を修了した者など資格を有する者でなければその業務に就かせてはならないと定めており、これを「就業制限」といいます（安衛法第 61 条第 1 項）。

さらに、当該業務に就くことができる者以外の者は、当該業務を行ってはならないと定めていますので、一人親方や個人事業主であっても、また一人作業であっても資格が必要となります（同条第 2 項）。

就業制限業務の中には、フォークリフト（最大荷重 1 トン以上）の運転の業務、つり上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの運転の業務、ガス溶接の業務など、外国人労働者にとっても身近な機材の運転などの業務が含まれており、こうした機材の運転などに就かせる予定がある場合には、あらかじめ資格を取得させておく必要があります。



### 安衛法上の名称と製品名

現場では各種機材を製品名で呼ぶことが多いですが、安衛法で規定する機材等の名称は、同じ機材等であっても異なることが多くありますので、製品名が安衛法上の規制の対象になっていないとの思い違いをしないよう気を付けましょう。

[例]

	製品名等	安衛法の適用
1	バックホウ	ドラグ・ショベル [車両系建設機械]
2	ユンボ、油圧ショベル	パワー・ショベル（バケットが上向き）、ドラグ・ショベル（バケットが下向き） [車両系建設機械]
3	ユニック	車両積載型クレーン [移動式クレーン]
4	キャリアダンプ、クローラーダンプ	不整地運搬車 [車両系荷役運搬機械]



### 就業制限業務において誤解されていることが多い事項

就業制限業務に当たるか否か、就業が認められるために必要な資格等について、誤解されている場合があります。誤解されがちな業務等と就業制限の適用の判断等を、次のとおり例示します。

[例]

	業務等	適用の判断等
1	玉掛けの業務	つり具を用いて行う荷かけ及び【荷はずし】の業務
2	高所作業車の運転業務	「作業床の高さ 10 メートル以上」とは、高所作業車の能力である。10 メートル未満の高さでの作業であっても、作業車の能力が 10 メートル以上に伸ばせるものは、運転技能講習修了者による。
3	ショベルローダーとトラクターショベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>① いずれも採石、土砂等をショベルですくい上げ、運搬する機械であるが、ショベルローダーは、二輪駆動で「車両系荷役運搬機械」に該当する。</li> <li>② トラクターショベルは、タイヤ式の場合、全四輪駆動であり、「車両系建設機械」に該当する。</li> <li>③ 運転技能講習の種類が異なる。</li> </ul>
4	クレーン機能を備えた車両系建設機械（ドラグ・ショベル等にクレーン機能を備えたもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① クレーン作業を行う場合、つり上げ荷重に応じた資格が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 5 トン以上 →移動式クレーン運転免許取得者</li> <li>イ 1 トン以上 5 トン未満 →小型移動式クレーン運転技能講習修了者</li> <li>ウ 0.5 トン以上 1 トン未満 →移動式クレーン特別教育修了者</li> </ul> </li> <li>② 玉掛けの業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 1 トン以上 →玉掛け技能講習修了者</li> <li>イ 0.5 トン以上 1 トン未満 →玉掛け業務特別教育修了者</li> </ul> </li> <li>③ 車両系建設機械の用途で作業を行う場合は、その用途及び機体重量に応じて <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 車両系建設機械運転技能講習修了者（機体重量が 3 トン以上の場合）</li> <li>イ 車両系建設機械の運転業務に係る特別教育修了者（機体重量が 3 トン未満の場合）</li> </ul> </li> <li>④ 当該機械の走行（道路交通法に規定する道路上を除く）に係る業務を行う場合 →車両系建設機械または移動式クレーンの運転に係るいずれかの所定の資格を有する者が行う必要がある。</li> </ul>



### 安衛法施行令別表第 7 に掲げられている「建設機械」の種別と就業制限

安衛法施行令（安衛令）別表第 7 に掲げられている「建設機械」（次頁の表）のうち就業制限の対象となるのは、機体重量が 3 トン以上の **1**整地・運搬・積込み用機械、**2**掘削用機械、**3**基礎工事用機械、**6**解体用機械で、それぞれ技能講習の種別が異なります。同じ建設機械であっても、区分の異なる技能講習を修了した場合には、運転業務に就くことができませんので注意が必要です。

[例]

1 整地・運搬・積み込み用機械	2 掘削用機械	3 基礎工事用機械
①ブル・ドーザー ②モーター・グレーダー ③トラクター・ショベル ④ずり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレープ・ドーザー  注：機体重量が3トン未満の場合は特別教育が必要	①パワー・ショベル ②ドラグ・ショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー  注：機体重量が3トン未満の場合は特別教育が必要	①くい打機 ②くい抜機 ③アース・ドリル ④リバース・サーキュレーション・ドリル ⑤せん孔機（チューピングマシンを有するものに限る） ⑥アース・オーガー ⑦ペーパー・ドレン・マシン  注：機体重量が3トン未満の場合は特別教育が必要、機体重量によらず作業装置の操作の業務について特別教育が必要
4 締固め用機械	5 コンクリート打設用機械	6 解体用機械
①ローラー  注：特別教育が必要	①コンクリートポンプ車  注：作業装置の操作の業務について特別教育が必要	①ブレーカ ②厚生労働省令で定める機械 ・鉄骨切断機 ・コンクリート圧砕機 ・解体用つかみ機 （安衛則第151条の175）  注：機体重量が3トン未満の場合は特別教育が必要

## 2 外国人労働者を対象とする技能講習の実施

安衛法第61条第1項に定める就業制限の対象となる業務に係る技能講習については、令和2年3月31日付け基発0330第43号「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」により厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あてに指示がなされています（巻末資料188頁参照）。安衛法第77条第3項に規定する登録教習機関の中には、日本語を十分に理解できない外国人に対して外国語による講習及び修了試験を実施しているもの、同じく外国人に対して通訳者の同席を認めるとともに外国語による修了試験を実施しているもの、上記通達により日本語で講習を行い、漢字にルビを振った日本語の修了試験問題により対応するにとどまるものなど区々に分かれています。共通しているのは、就業制限業務に係る技能講習への対応は行っていますが、作業主任者業務に係る技能講習については対応していないことです。修了試験問題にもルビを振っていません。その実質的理由は、作業主任者の配置が必要な業務については危険性・有害性のリスクが大きく、日本語による業務指示・コミュニケーションが日本人同様にできない場合、作業主任者業務の遂行を任せられないと考えられるからです。したがって、日本語による講義を理解できるだけでなく、漢字混じりのテキストを読解でき、ルビの振られていない修了試験に耐え得る、日本語の読み書きについて十分対応できる外国人労働者については、作業主任者技能講習の受講も可能と思われます。

■母国語に対応した技能講習を実施している機関

技能講習を実施している登録教習機関の中には、外国人労働者の母国語に対応する講習を行っているところもありますので、日本語に未習熟な者には、こうした機関を利用して資格を取得させましょう。

技能講習について外国語対応が可能な機関については、

①各都道府県労働局のHP

東京労働局の例 ▶ <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000903472.pdf>

②(公社) 東京労働基準協会連合会のHP→外国人在留支援センター安全衛生班の特設ページ→「各種情報(外国人労働者に対応した安全衛生情報)」→外国語対応登録教習機関一覧(各都道府県労働局) ▶ <https://toukiren.or.jp/fresc/other01.html>

③(公財) 国際人材協力機構のHP→JITCOの支援サービス→実習生保護支援・在留支援→技能実習生の技能講習・特別教育受講 ▶ <https://www.jitco.or.jp/ja/service/protection/index.html>

を参照して検索することが可能です。受講を希望する登録教習機関に外国人労働者への対応の内容を問い合わせることも必要でしょう。

日本語で技能講習を受講する場合も、下記言語については厚生労働省のホームページから補助教材の入手が可能です(例:補助テキスト、ポケットサイズの実務用語集)。入手して活用してください。

▶ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11114.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html)

表 28 厚生労働省の技能講習補助教材

■技能講習補助教材あり(令和4年1月現在)

技能講習の種類	言語													
	日本語	英語	中国語	ベトナム語	タガログ語	カンボジア語	インドネシア語	タイ語	ミャンマー語	ネパール語	モンゴル語	ポルトガル語	スペイン語	韓国語
フォークリフト運転	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
玉掛け	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
床上操作式クレーン運転	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ガス溶接	■	■	■	■	■		■							
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用・掘削用)運転	■	■	■	■	■		■							
車両系建設機械(解体用)運転	■	■	■	■	■		■							
小型移動式クレーン運転	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■



## 免許証・技能講習修了証等への「通称」併記について

外国人には、日本国内で通称を使用しながら社会生活を営んでいる人もいます。外国人に限った措置ではありませんが、令和3年4月1日に安衛則が改正され、安衛法による免許証は同日から、同じく技能講習及び運転実技教習の修了証は令和4年4月1日から、希望すれば通称や旧姓を併記できるようになりました。「通称」については、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項に規定する通称を指し、住民票の写し等公的機関の証明書により確認できる場合に併記できます。

### 送検事例 フォークリフトの無資格運転と「労災かくし」を行ったことにより送検

#### 捜査経過

きのこの培養場において、必要な資格を有していない外国人技能実習生にフォークリフトを運転させたところ、この技能実習生が、柱とフォークリフトの間に右足を挟み、4日間休業する労働災害が発生した。

事業主からは、技能実習生が転倒して負傷した旨の虚偽の報告が労働基準監督署に提出されていたが、技能実習生本人から労働基準監督署に相談があったことで、フォークリフトの無資格運転と「労災かくし」（虚偽報告）を行ったことが確認された。

捜査の結果、事業主は、無資格運転の事実を隠したいという理由で、労災かくしを行ったことが明らかとなった。

#### 被疑事実

被疑者 ▶ 実習実施者（法人）及び事業主

- ① 技能講習を修了していない技能実習生にフォークリフトの運転の業務を行わせたこと。

違反条文：労働安全衛生法第61条（就業制限）

- ② 技能実習生が、労働災害により休業し、休業日数が4日以上となったときに、遅滞なく、法定の報告書（労働者死傷病報告）を所轄労働基準監督署長に提出しなかったこと。

違反条文：労働安全衛生法第100条（報告）

資料出所：厚生労働省労働基準局監督課 報道発表資料（令和元年8月8日）より